

大分県報

令和四年
第二七九号
二月一日

（火曜日）

目次

規則 大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………一

告示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………二
青少年に有害な興行の指定……………二
土地改良法による換地処分……………二
保安林の皆伐面積の限度の公表……………三
林業種苗法による生産事業者の登録……………三
指定漁船調書の縦覧……………四
土地改良区の役員の就退任……………四
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………五
所在不明者に対する保安林指定通知の掲示……………五

規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第一号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次のただし書を加える。

令和四年二月一日

大分県報（規則）

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、証紙による収入の方法によらないことができる。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付させる場合

二 大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第二十二条第一項に規定する電子申請等に伴うもの又は別表の衛生関係事務の項、産業科学関係事務の項若しくは計量関係事務の項の使用料又は手数料の名称の欄に掲げるもので納入通知書により収入する場合

三 大分県会計規則第三十二条第三項に規定する電子納付により収入する場合

第八条中「大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第三十条第一項に規定する」を削る。

別表の衛生関係事務の項中「並びに納入通知書で収入するもの」を削り、同表の産業科学関係事務の項中「納入通知書で収入するものを除く。」を削り、同表の計量関係事務の項中

定期検査手数料及び計量証明検査手数料 納入通知書で収入するものを除く。

装置検査手数料

検定手数料

基準器検査手数料

定期検査手数料及び計量証明検査手数料

装置検査手数料

検定手数料

基準器検査手数料

に改め、同表の長期優良住宅の普及の促進に

を

一

関する法律関係事務の項中「譲受人」の下に「の決定及び区分所有住宅の管理者等の選任」を加え、

認定計画実施者の地位 承継承認申請に係る審査手数料	認定計画実施者の地位 承継承認申請に係る審査手数料
------------------------------	------------------------------

に改め、同表の銃砲刀剣類関

係事務の項中「所持許可手数料」を「所持許可申請手数料」に、「国際競技に参加する外国人に対する許可手数料」を「国際競技に参加する外国人の所持許可申請手数料」に、「許可更新手数料」を「許可更新申請手数料」に、「射撃教習資格認定手数料」を「射撃教習資格認定申請手数料」に、「射撃練習資格認定手数料」を「射撃練習資格認定申請手数料」に、「年少射撃資格認定手数料」を「年少射撃資格認定申請手数料」に、

登録手数料	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料
登録申請手数料	登録申請手数料

に改め、同表の自動車保管場

所関係事務の項中「大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第三十二条第一項ただし書に規定する電子納付により収入するものを除く。」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の項の改正規定は令和四年二月二十日から、同表の銃砲刀剣類関係事務の項の改正規定は同年三月十五日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第三十五号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大

分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第三号中「関する省令」を「関する命令」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第三十六号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和四年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種 類	題 名	制 作 社 名 又 は 配 給 社 名	指 定 理 由
令四・一・一七	映 画	小悪魔秘書 おしゃぶり弁護	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	人妻の湿地帯 舌先に乱されて	オーピー映画	
〃	〃	美人家庭教師の肉体レッスン	新東宝映画	
〃	〃	ひとり妻 熟れた旅路の果てに	オーピー映画	
〃	〃	人妻 いんらんな私	新東宝映画	
〃	〃	夜の義母 中出しを誘う尻	オーピー映画	

大分県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営

耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業久住地区久住工区の換地処分をした。

令和四年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第三十八号

令和四伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和四年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林種

単位区域名

許可できる面積の限度（ヘクタール）

山国川地区	四九八・三六
駅国川地区	五八七・五〇
西国東地区	三五・三六
東国東地区	一〇二・二四
別府地区	二七九・二三
大分川地区	五六九・八五
北海部地区	一、七〇三・八九
北川上流地区	二〇三・〇八
番匠川地区	一、一二一・九九
北川上流地区	九九二・三一
日田地区	六三〇・〇九
玖珠川地区	七九三・五六

山国川地区	一八一・二〇
駅国川地区	二六・〇五
西国東地区	二七・四八
東国東地区	六五・六二
別府地区	三四・九六
大分川地区	一二九・一〇
北海部地区	一五二・六六
番匠川地区	一〇五・八二
北川上流地区	三七五・五四
日田地区	三四・八二
玖珠川地区	一三四・四〇
玖珠川地区	二七・一四

令和四年二月一日

土砂崩壊防備保安林

防風保安林

干害防備保安林

保健保安林

大分川地区	〇・一八
番匠川地区	〇・〇八
日田地区	〇・〇八
別府地区	〇・一四

山国川地区	三・五六
駅国川地区	三・五〇
西国東地区	四二・五四
東国東地区	三・〇八
大分川地区	〇・九四
北海部地区	六・八〇
北川上流地区	一・〇六
番匠川地区	二四・八〇
日田地区	一〇・一六
玖珠川地区	六・九四

大分南部地区	二九・六四
大分北部地区	九二・五八

大分県告示第三十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和四年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 登録番号 南三十八
- 二 生産事業者の氏名又は名称及び住所 高野 隆 正 佐伯市本匠大字小川千三百四十番地
- 三 生産事業の内容 1 種穂 採取 2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
- 四 事業所の名称及び所在地 佐伯市本匠大字小川千三百四十番地

大分県報（告示）

大分県告示第四十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五
 条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。
 以下「法」という。）第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつた
 ので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧
 に供する。

令和四年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

大分市大字馬場四百六十九番地
 佐藤 徳生

大分市大字馬場四百二十番地

上野 哲司

大分市大字大平三十八番地の三

松本 美根雄

2 加入区

神崎加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年二月一日から同月十五日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 大分市大字馬場四百二十九番地の二

大分県漁業協同組合大分支店神崎取次店事務所

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、朝地町土
 地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届
 出があつた。

令和四年二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	森田勝祐	豊後大野市大野町夏足六八七番地二
〃	東藤雅廣	〃 朝地町下野一六四三番地七
〃	秦政雄	〃 朝地町板井迫五八五番地三
〃	佐藤廣美	〃 朝地町坪泉三四三番地
〃	藪亀敏春	〃 朝地町坪泉九六八番地
〃	安藤憲三	〃 朝地町上尾塚二九八四番地
〃	森末美	〃 朝地町池田二九七〇番地
〃	羽田野重信	〃 朝地町池田二一三六番地三
〃	山本清	〃 朝地町上尾塚八五九番地
〃	広瀬孝行	〃 緒方町志賀一三九〇番地
〃	安藤祐平	〃 朝地町市万田二五二六番地一
監事	森和雄	〃 緒方町志賀一三六九番地
〃	森憲治	大分市東野台一丁目二二番地の一二

（就任役員）

役名	氏名	住 所
理事	森田勝祐	豊後大野市大野町夏足六八七番地二
〃	東藤雅廣	〃 朝地町下野一六四三番地七
〃	秦政雄	〃 朝地町板井迫五八五番地三

<p>倉橋 壽</p> <p>二 通知の要旨</p> <p>令和四年一月七日付け大分県告示第二号により行つた森林法第三十条の規定による通知</p> <p>~~~~~</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。</p> <p>令和四年二月一日</p>	一	所在の不明な者の氏名及び揭示場所	大分県知事 広 瀬 勝 貞	大分市役所	<p>一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>二 通知の要旨</p> <p>令和三年六月十四日付け森保第二百六十号の一で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、令和三年十二月二十三日付け農林水産省告示第二千八百八十一号で保安林に指定した旨通知があつたので、森林法第三十三条第三項の規定により行つた通知</p>
	〃	佐藤 廣美	〃	朝地町坪泉三四三番地	<p>一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>二 通知の要旨</p> <p>令和三年六月十四日付け森保第二百六十号の一で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、令和三年十二月二十三日付け農林水産省告示第二千八百八十一号で保安林に指定した旨通知があつたので、森林法第三十三条第三項の規定により行つた通知</p>
	〃	森 末美	〃	朝地町池田二九七〇番地	
	〃	安藤 憲三	〃	朝地町上尾塚二九八四番地	
	〃	山本 清	〃	朝地町上尾塚八五九番地	
	〃	工藤 智	〃	朝地町下野四五二番地	
	〃	加賀城 憲明	〃	朝地町栗林二三七一一番地	
	〃	広瀬 孝行	〃	緒方町志賀一三九〇番地	
	〃	羽田野 義富	〃	朝地町市万田二三七一一番地	
	〃	東藤 秀一	〃	朝地町下野一五〇三番地一	
〃	原嶋 宏司	〃	朝地町下野七一二番地		